

井原放送株式会社
自主放送番組基準

平成 18 年 7 月 24 日

- 1 井原放送株式会社は、生活圏域の放送として、地域の文化の向上、公共の福祉、地域の産業と経済の反映に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。

- 2 放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を發揮し内容の充実に努める。
 - ①正確で生活に役立つ地域情報の提供
 - ②正確で迅速な放送
 - ③健全な娯楽
 - ④教育・教養の進展
 - ⑤児童および青少年に与える影響
 - ⑥節度を守り、真実を伝える広告

- 3 次の基準はケーブルテレビ局が自主制作する番組及び広告などすべての放送に適用する。
 - ①人権
 - 1) 人権を守り、人格を尊重する。
 - 2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
 - 3) 人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。
 - ②法・政治
 - 1) 法令を尊重し、その執行を妨げるような取り扱いはしない。
 - 2) 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
 - 3) 国際親善を妨げるような問題は、その取り扱いに注意する。
 - 4) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
 - 5) 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、その取り扱いに注意する。
 - ③児童及び青少年への配慮
 - 1) 児童及び青少年に与える影響を考慮し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。
 - 2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないよう配慮する。
 - 3) 武力や暴力を表現するときは、青少年に対する影響を考慮しなければならない。

4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

④家庭・社会

- 1) 家庭生活を尊重し、これを破壊ないし乱すような思想を肯定的に扱わない。
- 2) 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。
- 3)

⑤教育・教養

- 1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを放送する。
- 2) 教養番組は、視聴者の一般的教養の向上を図り、文化水準を高めることに努める。

⑥報道

- 1) ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵害したり、名誉を傷つけたりしないよう注意する。
- 2) 取材・編集に当たっては、一方に偏るなど視聴者に誤解を与えないよう注意する。

⑦宗教

- 1) 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
- 2) 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

⑧表現

- 1) わかりやすい言葉と文字を用いるように努める。
- 2) 不快な感じを与える下品、卑わいな表現は避ける。
- 3) 人心に動揺や不安を与えるような表現は取り扱わない。
- 4) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず否定的に取り扱う。
- 5) 犯罪については、法律を尊重し、犯罪行為を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたような取り扱いはしない。
- 6) 性に関する問題は、まじめに品位を失わないように取り扱う。

⑨広告

- 1) 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならず、関係法令などに反するものであってはならない。
- 2) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- 3) 広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないよう注意する。

⑩懸賞

- 1) 報酬や商品だけで視聴者を惹きつけたり、過度に射幸心をそそらないように注意をする。
- 2) 懸賞番組については、応募者または参加者のすべてが、公平な審査により技能に応じて賞が受けられるよう配慮する。

⑪訂正

- 1) 放送が真実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

⑫アニメーション等の映像手法

- 1) 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。
 - (ア)「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。
 - (イ)前項の条件(ア)を満たした上で1秒間に3回を超える点滅が必要なときは、5回を限度とし、かつ、画面の輝度変化を20パーセント以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。
- 2) コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
- 3) 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることも避ける。
- 4) 必要に応じて「テレビを見るときには、明るい部屋で、受像機から2メートル以上離れること」を告知するなどの予防策を講じる。

昭和52年11月制定

平成18年7月24日一部改正